

保護者の皆様へ

倉敷市教育委員会学校保健課
倉敷市こども未来部保育・幼稚園課
保育所型認定こども園 のぞみ保育園

『感染性の病気』について

- 学校や保育園は多くの子どもたちの集団生活の場であり、学校教育や保育が円滑に実施され成果を上げるためには、学校・保育園や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。学校や保育園における感染症の予防もそのひとつであり、保護者の方にぜひ正しいご理解とご協力をお願いしたいと思います。**登校・登園の際には、医師の治癒証明書を必ずご持参下さい。**なお、治癒証明書の文書料は、倉敷連合医師会との申し合わせにより、**500円(税別)**となっています。
- 校長や園長は、幼児・児童・生徒が感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれがあるときは出席を停止させることができることになっています。(学校保健安全法第19条)
- 学校や保育園等において、予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準は、次のとおりになっています。(学校保健安全法施行規則第18条・第19条)

種	病 名	出席停止の期間の基準	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	・治癒するまで。 ※感染症の予防及び感染症の患者に対する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症と見なす。	感染症患者のいる家に居住する者、又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医、園医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
第2種	・インフルエンザ(特定鳥インフルエンザは除く) ・百日咳 ・麻疹(はしか) ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ・風疹(三日はしか) ・水痘(みずぼうそう) ・咽頭結膜熱(プール熱) ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(乳幼児は3日)を経過するまで。(発症日は0日と数える。) ・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 ・解熱した後、3日を経過するまで。 ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ・発疹が消失するまで。 ・すべての発疹が痂皮化するまで。 ・主要症状が消退した後、2日を経過するまで。 ・結核、髄膜炎は第3種と同じ扱い。(ただし、以上は病状により、園医、その他の医師において、感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。)	感染症が発生した地域から通学、通園する者については、その発生状況により必要と認めた時、学校医や園医の意見を聞いて適当と認める期間。 感染症の流行地域を旅行した者については、その状況により必要と認めた時、学校医や園医の意見を聞いて適当と認める期間。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	・結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医・園医、その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。 ・その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症)も出席停止とすることがある。全身症状がよくなれば出席可能。	

【平成27年4月1日改訂版】

令和 年 月 日

保護者様

学校(園)名 保育所型認定こども園のぞみ保育園

学校(園)長名 小松原 望

出席停止指示書

学校保健安全法第19条により下記のとおり出席停止を指示します。

記

1.出席停止者 _____ 組
氏名 _____

2.出席停止期間 令和 年 月 日から
登校・園してもさしつかえないと証明されるまで。

3.出席停止理由 感染性疾患の疑い

(注) すみやかに医師の診断を受けて下さい。

治癒証明書

住 所 倉敷市 _____

氏 名 _____

生年月日 平成・令和 年 月 日

病 名 _____

付 記 _____

上記の者は 月 日以降は登校・園してもさしつかえないことを証明します。

令和 年 月 日

住 所 _____

医 師 _____

氏 名 _____

※ この治癒証明書は、倉敷市連合医師会との申し合わせにより、文書料は500円(税別)をお願いいたします。
※ 電子カルテの場合は、「治癒証明書」への記入は不要です。
この用紙に、電子カルテで印刷した証明書を添付してください。(倉敷市)

左：医師の診断をお願いする時の様式

右：治癒証明の様式